

第5回 草津市協働のまちづくり条例検討委員会 議事概要

日時：平成25年1月24日（木）15：00～17：00

場所：草津市役所 2階特大会議室（エレベーター側）

1. 開会

議事概要の内容について確認

2. 検討事項

■項目ごとの協議（基本的事項）

市の取組み／第3者組織の設置

○事務局

<資料説明（資料①）>

○E 委員

市からの財政的な支援について、具体的な記述は考えているか。

○事務局

市民公益活動団体や基礎的コミュニティの項目では、活動の支援を行うと記述しており、これは、情報提供や人材育成のほか財政支援も含めた意味で書いている。

○I 委員

情報の提供について、個人情報の保護はどうするのか。個人情報保護条例がすでに制定されているので、この条例では詳しく書かないのか。

○G 委員

どこまでが個人情報か定義されるのか。

市と協働するにあたっては、子育て世代がいる地域はどこかなど自らの活動に有効な情報が欲しい。

○事務局

情報の提供とは、地域のまちづくりや助成金情報といったことをイメージしていた。個人情報についてまで書くか検討が要る。

○委員長

個人情報保護条例が既に制定されており、その制限の基にこの条例を運用しなくてはならないのは当然のことである。わざわざ書く必要はない。一般の人が呼んで分かりづらくなるので、条例はシンプルに書かれているほうが良い。

補足であるが、行政から補助金等の支援を受けた団体は、憲法89条に言う公の支配を受ける団体になり代表者の連絡先や名前は公開されなければならない。

○F 委員

推進体制の整備について、庁内体制の充実を図るとはあいまいな表現である。まちづく

り協議会等の活動を推進するためには、縦割り行政ではなく、横断的な体制が欠かせない。この場合の充実とは、新しい組織を作ると言うことか。

○事務局

確かにあいまいな言葉である。何のための横断的な連携か補足する必要がある。

新しい組織を作ると言うのではなく、既設の市長を本部長とする草津市協働のまちづくり推進本部会議を条例において位置づけたいと考えている。

○E 委員

人材の育成については、市職員に研修を行って終わりではなく、実際に意識改革がすすんでいるか評価する必要がある。

○C 委員

配布の資料についてであるが、今後は、条文のイメージだけでなく解説をつけていただきたい。このままでは理解に困る。

○委員長

次回以降の資料では、趣旨や具体例などを入れて具体的なイメージが湧くものにするように。

○B 委員

人材育成については、若い方など特定の年代の方に強く働きかけなければならないのではないか。

○事務局

特定の人に研修を集中すると言うのは難しい。年代によって手法をかえるなど、検討したい。

○D 委員

協働事業の提案制度については、この条例に位置づけないのであれば、市民参加条例に位置づけられていると言う理解でよろしいか。

中間支援については、(社福)草津市社会福祉協議会や(公財)草津市コミュニティ事業団以外のNPOも含まれるのか。

活動拠点の整備の項目では、見出しと内容が一致していない。

○事務局

提案制度は今後何十年と続けるものではないと思っている。条例は基本的に改正しないものであり、協働の推進施策については柔軟に運用できるよう推進計画で位置づけたいと考えている。

中間支援を行うNPOは全てここでいう中間支援組織に含まれると言う考え方であるが、市内の状況ではその他に中間支援をできるようなNPOは思いつかない。

活動拠点の整備については、持ち帰って検討させていただきたい。

○D 委員

提案制度を位置づけている条例は他市に山ほどある。行き当たりばったりの政策にしないためにも条例で位置づけることは重要であると考えている。

○委員長

提案制度を位置づけるかどうかは、副委員長と事務局で協議する。

○G 委員

第3者機関の草津市協働のまちづくり推進委員会の構成員について、地縁団体という表現は分かりづらい。

○E 委員

地縁団体と言う言葉が分かりづらいのであれば、この条例で基礎的コミュニティが定義付けられているので、それを使えば良いのではないか。

○D 委員

地域を代表するものという表現でも良い。

○F 会員

市長の諮問に応じて調査するとは具体的にどのようなことを行うのか。

○事務局

地縁団体とは法律用語である。地方自治法で定められている「地縁による団体」のことであり、具体的には、町内会や自治会等広く地域社会全般の維持や形成を目的とした団体・組織のことである。

調査とは、協働の推進施策について、どれくらい事業費が使われたか、協働事業がどれだけ増加したか、また、協働のまちづくりが進んでいると思う市民がどれだけいるか等について事務局が調査し、委員会に諮ることを指す。

○委員長

先ほど委員より、評価はどうするのかという発言があったが、評価するためにはまず意識調査や実態調査などを行わなくてはならない。行政の名において調査するか、まちづくり推進委員会の名において調査するか。推進委員会の名において調査するほうがデータを収集しやすいかもしれない。

○E 委員

まちづくり協議会を認定するときには、この委員会に意見を聞くのか。また、認定されるには、一からまちづくり協議会を作り直さないといけないのか。

○事務局

この条例でいう認定されたまちづくり協議会は目指すべき姿で、現在、その方向にすすむためにまちづくり協議会を設立いただいて、運営していただいているので、まちづくり協議会をもう一度、一から作っていただくということは考えていない。また、この推進委員会は、協働の推進施策について意見や評価をいただく機関であり、まちづくり協議会の認定についての意見をいただくということは考えていない。

○委員長

所掌事務についてであるが、並び順でいうと計画が一番上にあるほうが良い。

■前文の協議

○事務局

<資料説明（資料②）>

○I 委員

栗東市の前文はひらがなが多く使われており、文章も短くてシンプルで良い。当条例の前文もコンパクトにまとめたい。

草津市がいつ合併して今の形に成ったか、また、なぜこの条例が作られることになったのかということを書き込みたい。

○G 委員

新しいまちづくりのあり方を考えるなど“新しい”という言葉を入れたい。

○F 委員

私は、まちづくりとは、ひとがまちを育てていくということであると考えている。「協働でわたしたちのまちを育てていきましょう」などの一文を入れたい。

○E 委員

協働のまちづくりが必要であるという提案者の思いを入れたい。

○C 委員

まちはひとりがつくるものではない。みんなで一緒につくりましょうという投げかけがあると良い。

○B 委員

うつむきな姿勢ではなく、未来を担う子ども、若い世代など前向きな表現がされた前文としたい。風土・歴史などについては、考えるときりがないのではないか。

○D 委員

自治体基本条例にも前文があり、それとあまり同じことを書かないよう注意する必要があるし、同条例の流れを汲んでいるということを書くべきである。

この条例が制定されることにより、まちづくりのやり方が変わる、次のステップに行くのだということを強調されるよい。

○委員長

まち育てについては、解説文において説明する。例えば、「本市のまちづくりとは、まち育てを意味している。草津市では、まちを支える人を育てよう。まちを支えるマナーやルールや仕組みを育てましょう。」と言ったことが書かれるように。

3. 閉会